

ネット通販での購入時には、

最終確認画面の

スクリーンショットを

保存しましょう！



スクリーンショットを
買う前に習慣化！



その通信販売は大丈夫？ 契約前に最終確認画面を よく確認しましょう！

通信販売で商品等を購入する場合には、
最終確認画面に表示された契約条件をよく確認してください。

01

分量



数量、回数、期間等を表示
定期購入契約の場合、
各回の分量、総分量も表示

02

販売価格・対価



複数商品を購入する場合、
支払総額も表示
定期購入契約の場合、
2回目以降の代金も表示

03

支払の時期・方法



定期購入契約の場合、
各回の代金請求時期
も表示

04

引渡・提供時期



定期購入契約の場合、
各回の商品発送時期
も表示

05

申込みの撤回、 解除に関すること



返品や解約の条件、方法、
効果等を表示
解約申出に期間がある場合、
申出期限を表示

06

申込期間 (期限のある場合)



季節商品のほか、
期間限定販売を行う場合、
その申込期間を表示

● 契約は取消しできるの…？

事業者側が上記事項について表示しないことなどにより、消費者に誤解を与えた場合、誤解して申込みをした消費者は、**契約の申込みの意思表示を取り消せる**場合があります。

● 失敗しないために出来ることは…？

最終確認画面の表示内容のスクリーンショット等は、上記取消しの場合に証拠になります。

● 契約について不安で相談したい…

最終確認画面に上記事項の表示がない場合は、
消費者生活ホットライン **188** にすぐご相談ください。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

【お問合せ】小千谷市役所 市民生活課市民係 消費生活相談窓口 ☎83-3509